

## 【中国】民法総則の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

\* 現行の民法通則に代えて、規定内容をさらに整備拡充した民法総則が、2017年3月15日、第12期全国人民代表大会第5回会議において可決、成立した。

### 1 背景と経緯

#### (1) 民法典編纂に向けた動き

中国において民法典の編纂は長年にわたる課題であり、これまでに1954年、1962年、1979年、2001年の4回、そのためのプロジェクトが立ち上げられている。建国後間もない1954年と1962年の2回は、十分な成果が上がらないまま中断された。1979年から始まった第3回は、改革開放政策が導入されたばかりで社会制度等も流動的であり、直ちに民法典の編纂に着手することは難しかった。そのため、社会生活上の必要性や立法のための諸条件の整備状況等を勘案し、民事関係の個別立法を先行して行う方針が定められた。その方針の下、相続法（1985年）、民法通則（1986年）、担保法（1995年）、契約法（1999年）等が制定された。

第4回は、2001年に民法の法案起草作業が全国人民代表大会（以下「全人代」という。）常務委員会において開始され、翌2002年には同委員会での審議も行われた。しかし、この時も結局、個別立法の制定を先行して行う方針を継続することが決定された。これ以降に制定されたものとしては、物権法（2007年）、権利侵害責任法（2009年）、涉外民事関係法律適用法（2010年）等が挙げられる。このように、1980年代以降の一連の立法により、各分野にわたり法整備が相当程度進展してきた。

#### (2) 民法総則の制定

その後、習近平政権の下では、2014年に「法に基づく国家統治」が基本方針として掲げられ、民法典の編纂も早期に実現すべき課題と定められた。具体的には、第1段階として現行の民法通則に代えて民法総則を制定し、引き続き第2段階として各編を制定し、2020年までに民法典を完成させる方針が示された。この方針に基づき、2015年3月、全人代常務委員会の法制委員会を中心として民法典編纂専門チームが組織され、法案策定に向けた検討が本格化した。

取りまとめられた民法総則案は、2016年6月、全人代常務委員会に提出され第1回審議が行われた。社会的関心も極めて高く、審議終了後の意見公募には13,802人から65,093件の意見が寄せられた。同委員会における審議はその後、同年10月に第2回、12月に第3回の計3回行われ、法案はその都度意見公募にもかけられ、多くの修正が加えられた。全人代常務委員会の審議を終えた法案は、2017年3月8日、第12期全人代第5回会議に上程され、審議の後、3月15日に可決、成立し、同日公布された。

今回制定された民法総則（注1）は全206か条から成り、全156か条から成る現行の民法通則（2009年改正）を基礎としつつ、変化の大きい中国社会の現状を踏まえ、規定内容

に修正や拡充を加えている。施行日は2017年10月1日である。

## 2 構成と主な規定

民法総則の構成と主な規定内容は次のとおりである。

### (1) 構成

第1章：基本規定（第1条～第12条）、第2章：自然人（第13条～第56条）、第3章：法人（第57条～第101条）、第4章：非法人組織（第102条～第108条）、第5章：民事権利（第109条～第132条）、第6章：民事法律行為（第133条～第160条）、第7章：代理（第161条～第175条）、第8章：民事責任（第176条～第187条）、第9章：訴訟時効（第188条～第199条）、第10章：期間計算（第200条～第204条）、第11章：附則（第205条～第206条）。

### (2) 立法目的

民事主体（自然人、法人及び非法人組織をいう。）の合法的権利利益の保護、民事関係の調整、社会秩序と経済秩序の維持等を目的とする（第1条）。

### (3) 基本原則

民事主体による民事活動は、法律に違反することや公序良俗に背くことがあってはならず（第8条）、資源の節約及び生態環境の保護に有益なものでなければならない（第9条）。

### (4) 胎児・未成年者の権利及び能力

遺産相続、贈与等において、胎児の権利は保護される（第16条）。18歳未満の自然人を未成年者とする（第17条）。経済的に自立している16歳以上の未成年者は、完全な民事行為能力を有するものと見なす（第18条）。8歳未満の未成年者は民事行為能力を持たない（第20条）。

### (5) 個人情報の保護

いかなる組織及び個人も、他人の個人情報を入手するときは法律に基づき、かつ、情報セキュリティを確保しなければならず、個人情報の不法な収集、利用、提供、売買、公開等を行ってはならない（第111条）。

### (6) 自発的な緊急救助における免責

緊急時の自発的な救助行為において、救助された者に損害を与えてしまった場合、救助した者は、重大な過失がない限り賠償責任を問われない（第184条）。

### (7) 訴訟時効

裁判所に対し民事的権利の保護を請求する際の時効は、3年とする（第188条）。これは、現行の民法通則では2年と定められていたものである。また、性的被害に遭った未成年者による損害賠償請求訴訟に係る時効は、被害者が満18歳になった日から起算するものとする（第191条）。

注（インターネット情報は2017年4月18日現在である。）

- (1) 「中华人民共和国民法总则」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201703/20170300482864.shtml>>